一般競争入札公告

令和6年度 首里城跡外郭城壁測量・悉皆調査業務委託について一般競争入札(以下「入札」という)に付するので、次のとおり公告する。

令和6年11月11日

沖縄県知事 玉城康裕

1 入札に付する事項

- (1)件 名 令和6年度 首里城跡外郭城壁測量・悉皆調査業務委託
- (2) 業務の内容 別紙 特記仕様書のとおり
- (3) 契約の期間 契約締結日~令和7年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1)沖縄県土木建築部作成の『令和5・6年度入札参加資格者名簿(コンサルタント等)』に登録されていること。
- (2) 直近3年間の都道府県民税及び法人事業税に関し滞納がないこと。
- (3) 沖縄県内に本社、支店又は営業所を有すること。また、県の要求に応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (4) 過去10年以内に、沖縄県内のグスク等の石垣を対象として、測量及び悉皆調査を2箇所以上(同遺跡の場合は2地点以上)、実施した実績を有すること。
- (5) その他、契約書及び仕様書に記載の事項を満たすことができる者。

3 一般競争入札に参加することができないもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、知事が定める入札参加停止期間を経過していない者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てをした者若 しくは申立てがなされた者又は、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による 民事再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及び、それらの利益となる活動を行う者。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者。なお、資本関係又は 人的関係がある場合とは、例えば次のようなものをいう。
 - ア 資本関係 次のいずれかに該当する場合
 - ① 親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
 - ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - イ 人的関係 次のいずれかに該当する場合
 - ① 一方の会社の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあっては執行役)、

持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に 兼ねている場合

- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア 又はイと同視し
 - うる資本関係または人定関係があると認められる場合。
- (5) 一般競争入札参加資格確認申請書提出の日から入札の日までにおいて、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者。
- (6) 労働関係法令を遵守していないもの。

4 入札に係る質問事項及び回答

質疑については、質問書により行う。質疑がない場合は提出不要。

- (1)提出期間 公告の日から同年11月13日(火)午後5時まで。
- (2) 提出場所 下記の場所に持参又はFAXにより提出する。 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 13階 文化財課
- (3)回答方法 沖縄県ホームページに令和6年11月14日 (木) (予定)に掲載し、個別の回答は 行わない。

5 申請の方法など

当該業務の入札参加を希望する者は、次の関係書類を令和6年11月18日(月)午後5時までに県教育庁文化財課管理班に持参又は書留郵便(必着)により提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 一般競争入札参加資格確認申請書・・・【様式第1号】(※商号又は名称等に変更があったときは、遅滞なく、一般競争入札参加資格申請事項変更届【様式第2号】を提出する)
 - ② 法人の登記事項証明書
 - ③ 誓約書·・・【様式第3号】
 - ④ 県税(法人事業税)に関し滞納がないことを示す納税証明書
 - ⑤ 過去 10 年以内に、沖縄県内のグスク等の石垣を対象として、同種・同規模の測量及び 悉皆調査を 2 箇所以上 (同遺跡の場合は 2 地点以上)、実施した実績を証明する書類 (仕 様書、契約書など)
 - ⑥ 入札保証金に関する申請書 (ア)~(ウ)のいずれか1つ
 - ※⑥の提出期限は令和6年11月21日(木)午後5時までに提出。
 - (ア)保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した証書 (入札公告 12(1)関係)
 - (イ) 同種・同規模契約の履行実績証明書・・・【様式第4号】(入札公告12(2)関係)
 - (ウ) 入札保証金納付書発行依頼書・・・【様式第5号】 及び債務者登録票・・・【様式第6号】
 - ⑦ 会社概要を示す書類(従業員数が示されていること)及び資格を証明する書類
- (2) 入札関係書類の配布場所及び入手するための手段
 - ① 配布場所:沖縄県ホームページ

- ② 提出期間:令和6年11月11日(月)から11月18日(月)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
- ③ 提出場所:沖縄県教育庁文化財課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 13階 TEL:098-866-2731

6 資格審査結果の通知

入札参加資格については電話及び書面により通知する。令和6年11月19日(火)予定

7 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得してから契約締結日まで。

8 入札参加資格に係る登録事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
- (4) 使用印鑑
- (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (3) 電話番号

9 入札参加資格の取消し等

- (1) 入札参加資格を有する者が3に該当するに至った場合においては、当該資格を取消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該者にその旨を通知する。

10 入札参加資格の適用範囲

この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する本業務に係る入札に限り適用する。

11 入札日時及び場所

- (1) 入札日時:令和6年11月22日(金) 11時00分 開始
- (2) 入札会場:沖縄県本庁舎13階 入札室

12 入札保証金

本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条の規定により、見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付し、令和6年11月21日(木)午後5時までに領収書の写しを提出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しその証書を提出する場合。
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書

類を提出した場合。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札。
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札。
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札。
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札。
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札。
- (6) 入札条件に違反した入札。
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札。
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者のした入札。

14 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で有効な最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする(地方自治法施行令第167条の9)。
- (3) 落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお再度の入札は、2回までとする。

15 入札及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

16 その他必要な事項

- (1) 入札説明会 実施しない
- (2) 最低制限価格 設定する。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

17 問い合わせ先

沖縄県教育庁文化財課

TEL: 098-866-2731 FAX: 098-867-4350